

25年度予算・24年度補正予算など



▲3月定例会の様子

市議会3月定例会が2月28日に開会。平成25年度一般・特別会計予算や24年度一般・特別会計補正予算など市長提案の61議案を審議。原案どおり可決・同意し、3月28日に閉会しました(25年度予算については2・7頁に関連記事)。

◆補正予算

◆一般会計(第6号) 国の予算費および補正予算による道路舗装修繕や三宅団地建て替え、消防・救急無線のデジタル化に係る事業などを追加。
また、基金・積立金への利子相当額の積立費用などを補正するもので、20億786万円を増額し、予算総額は384億4,604万円となりました。歳出の主なものには次のとおり。◆漁港施設長寿命化事業8,250万円◆道路舗装修繕事業5,500万円◆公営住宅建替事

業5億6,130万円◆消防救急無線デジタル化事業1億9,488万円◆校舎等改修事業4億400万円

◆特別会計 ◆簡易水道事業(第1号) : 決算見込みにより6,760万円減額の5億8,283万円
◆下水道事業(第2号) : 国の補正予算による事業費の増額などにより3,480万円増額の49億2,373万円となりました。

◆条例

◆舞鶴市債権管理条例の制定 公平・公正な市民負担および健全な行財政運営を確保するため市の債権管理について定めるもの
◆舞鶴市職員の退職手当に関する条例等の一部改正 国家公務員の取り扱いに準じ、支給水準を段階的に引き下げ
◆舞鶴市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定 企

業の立地促進を図るため、工場敷地の緑地面積率等を緩和

◆舞鶴市公設地方卸売市場条例の廃止 開設者を市から卸売業者へ移行
◆舞鶴市市民福祉ささえあい基金条例の制定 高齢者、障害者等が安心して生活できる社会の形成に寄与する福祉施策を推進するための基金を設置
◆舞鶴市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに設置する対策本部に関し定めるもの

◆人事

◆舞鶴市道の構造の基準に関する条例の制定 市道の新設や改築を行う場合の構造基準を定めるもの
◆監査委員 岡本成一氏(69歳、田中町)
◆人権擁護委員候補者 寺島勝氏(70歳、上安久)
※副市長は12頁に掲載

地域医療再生計画を推進

日赤病院、西地区の医療充実へ

舞鶴赤十字病院では、京都府中丹地域医療再生計画に基づき、整形外科が充実してい



▲新病院のイメージ図

る特色を生かし、リハビリテーション機能の充実を図るため、回復期病棟やリハビリテーションセンターとしての増築棟の整備を行います。西地区の基幹的病院として救急や外来など医療機能の充実と、隣接地に移転整備する市民病院とも連携を図ります。さらに、京都府の施設として府域の被ばく医療体制を支える緊急時放射線検査施設を整備します。

◆工事内容

◆増築棟
既存の医師住宅を解体し、その跡地に3階建て鉄骨コンクリート造を建設、建設面積3,980.9平方メートル
◆各病棟のフロア計画
◆1階：府緊急時放射線検査施設、講堂兼災害センターなど

◆2階：リハビリテーションセンター
◆3階：回復期病床48床
◆本館改修 主に救急室部門・外来部門等の拡充を図る

◆病床の変更

一般病床150床、療養病床48床の計198床から全て一般病床198床(うち回復期病床48床)に変更

◆建設スケジュール

◆増築棟：医師住宅の移転後工事着工し、平成26年夏頃に完成予定。
◆本館改修：増築棟終了後に着手。平成26年度末に完了予定。

▼詳しくは、保健福祉企画課(☎66・1011)へ。

広報まいづる

7月1日号から
月1回の発行に

充実し魅力ある紙面へ

まちの話題を
受け付け中



毎月2回発行していた「広報まいづる」を7月1日号から月1回の発行に変更します。

広報紙の政策的な価値を高め、より充実し魅力ある紙面づくりを行っていくため実施するもので、「新たな舞鶴市総合計画」に掲げられた都市像「東アジアに躍動する国際港湾・交流都市舞鶴」の実現に向け政策と一体となった広報紙づくりを目指します。

「広報まいづる」では、市民主体の活動を支援するため、催しなどの開催案内を掲載しています(先着5枠)。

【掲載内容】

市民を対象に市内で開催する催しなど(会員募集、政治・宗教、営利活動は不可、同一団体で同一行事の場合は年2回まで)

【対象団体】

主に市民で構成する団体
掲載を希望する号の40日前までに、資料持参か郵送、ファクス、電子メールで。

【申し込み方法】

必要事項を記入し、市税の納税証明書(市税について滞納のない証明)と広告の画像データを添えて掲載希望の40日前(7月から掲載を希望する場合は、5月22日(水)まで)に広報広聴課に持参か郵送で。

▼詳しくは、広報広聴課(☎66・1041、FAX 62・7951)へ。

広告を掲載しませんか

自主財源の確保や地域経済の活性化、市民サービスの充実のため、「広報まいづる」へ広告を掲載する事業者を募集します。会社やお店の宣伝に活用してみませんか。

【掲載開始】

7月1日号から

【対象】

市内に店舗、工場、事業所、事務所などを有する法人や個人事業者など

【募集件数】

先着12枠

【掲載料】

月額1万2,500円(2枠連続する場合は2万5,000円)

【掲載可否の決定】

要綱と基準、取扱要領に基づき決定

【申し込み方法】

所定の用紙(広報広聴課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に

広告の掲載欄

画像のサイズ	1枠 縦60 ^{mm} ×横 90 ^{mm} 2枠 縦60 ^{mm} ×横180 ^{mm}
ファイル形式	AI、EPS、JPEG、BMP
ファイルサイズ	500 ^{KB} 以下 (2枠は1メガバイト)
掲載料	1枠 12,500円 2枠 25,000円